

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途について

平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、地方消費税として都道府県分が1%から1.7%に改められ、さらに令和元年10月1日からは、1.7%から2.2%に改められました。この都道府県分のうち、2分の1相当分が人口等に基づき市町村に交付されます。令和元年度における地方消費税交付金の歳入決算額のうち、増税に伴う分は23億8,742万円で、その使途は以下のとおりです。

目的別	主な事業の内容	一般財源額 [対25年度増加額]	充当した交付金の額
社会福祉・少子化対策	障害福祉サービス費、後期高齢者医療推進事業費等	16億9,901万円	9億448万円
	子ども医療費助成事業費、施設型給付等支給事業費(民間保育施設)、民間児童クラブ運営助成事業費等	12億470万円	6億4,133万円
	幼稚園管理運営事業費、施設型給付等支給事業費(幼児教育振興)	3億6,556万円	1億9,461万円
	生活保護事業費	8,772万円	4,670万円
保険制度	各保険事業特別会計繰出金	8億7,193万円	4億6,418万円
保健衛生	医療確保対策事業費、がん検診等	2億5,573万円	1億3,614万円
合 計		44億8,464万円	23億8,742万円

* 金額は各会計の千円単位を四捨五入し、万円単位としています。
そのため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。